

美郷町における有機農業推進の方針を次のとおり定め、各種施策を展開していくものとする。

平成25年9月2日策定

島根県邑智郡美郷町  
美郷町長 景山良材

## 美郷町有機農業推進方針

はじめに

有機農業の推進を図るため、国においては平成18年12月に「有機農業の推進に関する法律」（以下「有機農業推進法」という。）が制定され、その有機農業推進法に基づき「有機農業推進に関する基本的な方針」（平成19年4月27日）を定めている。

有機農業推進法の第4条には、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を地方公共団体が有する、と規定されており地方公共団体においても有機農業を推進していく施策を講じることが求められている。

島根県では、平成20年3月25日に「島根県有機農業推進計画」が策定され、オーガニックアカデミー構想や「みんなでつくる「しまね有機の郷」事業」などの推進施策が動き始めている。

そのような中、美郷町においては、平成19年にNPO法人島根有機農業協会が設立された。その後、平成20年9月には農林水産省の認可を受け、島根県唯一の有機JAS認証機関として、県内外の有機JAS認証業務や生産工程管理者の育成を行っているところである。

美郷町では、法人による有機JAS認定圃場と少数の有機栽培水稻農家が実践し、付加価値の高い農産物として流通させている。

有機農業は、安全で良質な農産物を提供することを消費者に求められるだけでなく、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであり、後世へ受け継がれる自然環境豊かな地域を残していく手段にもつながっていくものである。

しかしながら、「安心・安全」な農産物として消費者に受け入れられている有機農業であるが、生産者にとっては病害や除草に労力を費やし、容易に取り組めない農業として受け止められ、その拡大は進んでいないのが実態である。

また、農産物価格下落が懸念される今日、生産コスト削減や6次産業化による農業経営の改善が叫ばれているが、中山間地域である当地域の農業経営は零細で、生産コストの削減や資金の投入が必要な6次産業化への転換への取り組みはたやすいものではない。しかし、有機農業は小規模な経営でも取り組みや

すく、少量であっても付加価値のある農産物として販路の確保がみこめるものである。

そのような、地域の環境を守り農業経営の改善を図るため、ここに有機農業推進方針を策定し、各種施策を農業者・農業関係団体・消費者等の協力を得て取り組むものとする。

## 第1 有機農業推進に関する基本的な事項

### 1 農業者が有機農業に容易に従事できるようにするための取組推進

有機農業への取組に対する農業者の懸念は、病虫害の発生や除草作業などに多大な労力を伴うことである。

こうした有機農業の抱える課題を克服し、農業者が容易に有機農業に従事できるようにすることが重要である。

このことから、有機農業に関する技術を普及する講習会開催や有機農業取組者が行う施設機械等の整備支援施策を検討し、有機農業の取組者拡大を図る。

### 2 有機農産物の流通・販売への取り組み

有機農産物の流通は、有機JAS認証農産物については、その流通経路により販売されているが、それ以外の有機農産物については、農家独自で顧客を開拓し流通している。有機JASを除いては、現在のところ生産量は少量であり、今後さらなる生産量を拡大し産地形成を目指すことが必要である。

また、産地形成とともに、その販路を確保することは有機農業者にとって重要な課題である。

このため、有機農業に取り組む農業者や販売事業者、関係機関が連携し有機農産物の流通に関する支援施策の拡大を図る。

### 3 有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進

有機農業の推進にあたっては、消費者の有機農業に対する理解の増進が重要であることから、食育、地産地消、環境学習、農業体験学習、都市交流等の取組を通じて、消費者と有機農業者その他の関係者との交流・連携を図ることが必要である。

### 4 有機農業と他の関連施策との連携

美郷町では、薬草薬樹の郷構想や美郷カレッジによる起業支援の施策を展開中である。この施策は、豊かな自然環境を保全し、付加価値の高い地域資源を生み出していくことが必要で、有機農業の推進が深く関連している。

この関係が有機的につながるよう、関連施策との連携を図りながら有機農業の推進が不可欠な施策であることへの理解を深めることが重要である。

## 5 有機農業者の取組者、志向者、有機農業関連団体のネットワークづくりの推進

町内の有機農業取組者はそれぞれの農業者により独自の技術や方針で取り組んでいることが一般的である。国内においても、有機農業の技術や取組理念は定まったものがあるものではなく、個々で有機農業が営まれている。

そのような中、有機農業者等が集い、お互いの技術を提供し経験してきた様々な課題克服等の情報交換の場を設け、技術や課題解決の情報の共有を図り、有機農業を拡大させていくことが重要である。

## 第2 有機農業の推進に関する施策の事項

### 1 有機農業の取組に対する支援

美郷町は有機農業の取組に資する、技術導入、生産流通機械の整備に関し、国・県で実施される支援制度に対し、助成の上乗せを行い、取り組みに対する経済的負担を軽減するものとする。

また、島根有機農業協会が行う有機農業拡大や、技術普及に関する活動に対し支援策を講ずる。

### 2 新たに有機農業を行おうとする者の支援

美郷町は、関係機関と連携・協力して、有機農業を行おうとする新規就農者が円滑に就農できるよう、きめ細かな就農相談や技術習得の機会提供に努め、国・県制度の就農支援制度の導入を積極的に取り組み、有機農業の担い手の確保に努める。

### 3 有機農産物の流通・販売の支援

美郷町は、有機農業者、関連団体と連携・協力して、有機農業により生産された農産物に対して、その特色を生かした販売や消費者ニーズを反映した販売体制の確立に努める。

具体的には、産直市での販売やインターネットを活用した販路開拓、既存の販路対策のブラッシュアップ等を行うものとする。

### 4 有機農業の技術習得に関する支援

美郷町は関係機関と連携し、有機農業実践者やそれを志向する農業者に対する、技術習得の機会を設け、高品質な農産物の生産や有機農業に関わる課

題解決に向けた支援を行うものとする。

### 第3 その他有機農業の推進に関し必要な事項

#### 1 有機農業者と消費者等の相互理解の増進

美郷町は有機農業者と消費者の相互理解の増進を図るため、食育や地産地消、学校教育、都市交流等の活動と連携し、豊かな自然の下で営まれる有機農業に対する理解を深める取り組みを推進していく。

有機農業における自然に対する負荷軽減は、特に子供の時から理解を促進していくことが重要で、現在行われている「田んぼの生き物調査」などを継続、発展させていくものとする。

#### 2 有機農業の推進体制の整備

有機農業推進は、農業者その他の関係者及び消費者がそれぞれの立場で展開されており、美郷町においても、有機農業実践者の自主的な情報交換の場が設けられている。

この自主的な情報交換の場に美郷町は、積極的に加わり官民一体となった有機農業推進を図るものとし、有機農業を推進、研究していく組織づくりの設立に努める。

美郷町において、有機農業推進の施策及び体制強化の取組は、美郷町役場産業振興課がその任を負い、関係機関と連携して促進をしていく。

#### 3 有機農業と関連する事業との連携の推進

美郷町は豊かな自然環境を核とした産業起こしを目指している。

具体的には「薬草・薬樹の郷づくり」美郷カレッジにおけるミツバチによる産業起こしなどである。

有機農業の推進は、これらの事業推進においても効果を増大させる取り組みでもあり、美郷町の名のとおり、美しい郷を作り上げていく基本的な施策と位置付け、関係機関が一体となって有機農業の推進と関連事業との連携を深めていくものとする。